附　則

（施行期日）

1　この省令は、電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

（電気関係報告規則の一部改正に伴う経過措置）

2　この省令の施行の日前に発生した、この省令による改正前の電気関係報告規則に係る報告については、なお従前の例による。

○経済産業省令第四十一号

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十五条第一項（同法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）及び第二十条第三項並びにエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号）第二条第二項及び第二十一条第十号の規定に基づき、並びに同法を実施するため、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月二十八日

経済産業大臣　林　幹雄

エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

別表第三の備考第一号中「一般電気事業者」を「一般送配電事業者」に、「第二条第一項第二号」を「（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第九号」に改める。

別表第五第一号中「別表第三号（七）」を「別表第三号（一）」に改め、同表第二号中「別表第三号（十五）」を「別表第三号（十二）」に、「けい光灯器具」を「蛍光灯器具」に改め、同表第七号中「別表第三号（五）」を「別表第三号（六）」に改める。

様式第九の特定－第二表及び特定－第三表を次のように改める。

特定－第2表　事業者のエネルギーの使用量及び販売した副生エネルギーの量

エネルギーの種類	単位	年度 使用量 数値	使用量 熱量GJ	販売した副生エネルギーの量 数値	販売した副生エネルギーの量 熱量GJ	購入した未利用熱の量 数値	購入した未利用熱の量 熱量GJ
原油（コンデンセートを除く。）	kl						
原油のうちコンデンセート（NGL）	kl						
揮発油	kl						
ナフサ	kl						
灯油	kl						
軽油	kl						
A重油	kl						
B・C重油	kl						
石油アスファルト	t						
石油コークス	t						
燃料及び熱 石油ガス 液化石油ガス（LPG）	t						
石油系炭化水素ガス	$千m^3$						
液化天然ガス（LNG）	t						
可燃性天然ガス その他可燃性天然ガス	$千m^3$						
石炭 原料炭	t						
一般炭	t						
無煙炭	t						
石炭コークス	t						
コールタール	t						
コークス炉ガス	$千m^3$						
高炉ガス	$千m^3$						
転炉ガス	$千m^3$						
その他の燃料 都市ガス	$千m^3$						
（　）							
産業用蒸気	GJ						
産業用以外の蒸気	GJ						
温水	GJ						
冷水	GJ						
小計	GJ						
電気 電気事業者 昼間買電	千kWh						
夏期・冬期における電気需要平準化時間帯	千kWh	（　）	（　）				
夜間買電	千kWh						
その他 上記以外の買電	千kWh						
自家発電	千kWh						
小計	千kWh						
合　計GJ			Ⓢ		Ⓣ		Ⓣ'
原油換算kl							
前年度原油換算kl							
対前年度比（%）							

備考　「夏期・冬期における電気需要平準化時間帯」については、昼間買電の内数であるため（　）としている。「電気」の「小計」で重複計上しないこと。